頂いたご意見への回答の補足資料

令和4年8月9日 北陸地方整備局

流域治水関連法の活用(特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進)

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

- ○**流域治水**を実践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、 浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「<mark>流域治水関連法</mark>」が令和3年11月1日に施行
- ○特定都市河川への指定により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、流域の治水安全度を向上

特定都市河川指定 全国の河川へ指定拡大

(国管理区間有:大臣指定、国管理区間無:知事指定)



流域水害対策協議会 計画策定·対策実施

構成員:河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

- 河川管理者等
- 都道府県

市町村

- ■民間事業者·住民等
- ■遊水地・輪中堤・排水機場等の ハード整備
- 流域水害対策計画に位置付けられたメニュー について整備の加速化
- 水害リスクを踏まえた土地利用 規制・住まい方の工夫等
- ①**貯留機能保全区域**(洪水等を一時的に 貯留する機能を有する農地等を指定)
- 指定権者:都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能

■■ 雨水浸透阻害行為の許可

- ・宅地等以外の土地で行う流出雨水量を増加させるおそれのある行為を許可制とする
- 対象: 公共・民間、一定規模(1,000m²*)以上 ※条例で基準強化が可能
- 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け

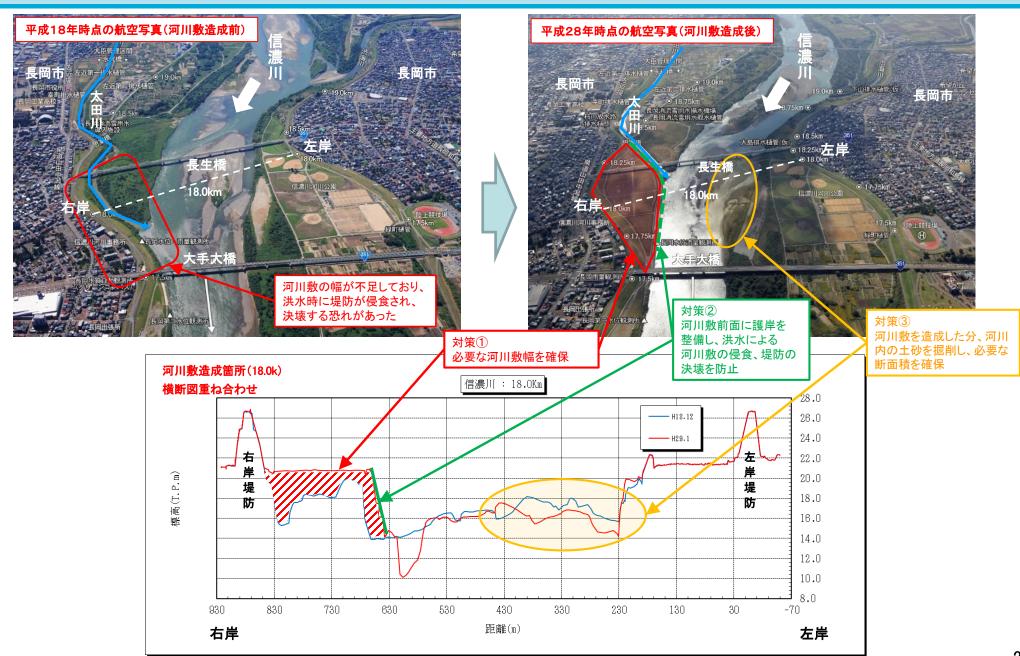


- ②浸水被害防止区域(浸水被害が 頻発し、住民等の生命・身体に著しい 危害が生じるおそれのある土地を指定)
- 指定権者:都道府県知事
- 都市計画法上の原則開発禁止
- ・住宅・要配慮者施設等の開発・建築 行為を許可制とすることで安全性を確保

■■ 雨水貯留浸透施設の整備

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
- 対象:民間事業者等が整備する施設
- 規模要件: ≥30m³(条例で0.1-30m³)
 の間で基準緩和が可能)
- 支援策: 税制優遇、国庫補助(補助率 1/2)、地方公共団体の管理協定制度
- ・固定資産税の減税:課税標準を1/6-1/2の間で市町村の条例で定める割合に軽減(参酌標準1/3)
- ②国有地の無償貸付又は譲与
- ・流域水害対策計画に基づく施設を設置する地方公共団体に対し、普通財産である 国有地の無償貸付又は譲与が可能

信濃川 長生橋下流右岸側河川敷(高水敷)堤防決壊防止のための河川敷造成について



用語 (五十音順)	読み方	解説
越水	えっすい	川の水が堤防を乗り越えてあふれ出る現象のことをいいます。
基本高水	きほんたかみず	基本高水とは、洪水を防ぐための計画で、対策の目標とする洪水のハイドログラフ(流量が時間的に変化する様子を表したグラフ)のことです。 基本高水流量は、基本高水の最大流量から決めた流量です。
洪水浸水想定区域	こうずいしんすいそうていくいき	川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域のことをいいます。
高水敷(河川敷)	こうすいじき(かせんじき)	通常の川の水が流れている流路を低水路(ていすいろ)といいます。洪水になると低水路からあふれだし洪水が流れるところを高水敷といい、一般には河川敷のことをいいます。
洪水調節	こうずいちょうせつ	洪水の一部分をダムや遊水地、調節池に一時的に貯め、川に流れ出す流量を少なくすることを洪水調節といいます。
洪水調節量	こうずいちょうせつりょう	人工的に建設した洪水調節用ダム、調節池、遊水地などに一時的に洪水流量の一部分を貯めることによって、下流の河道(河川の水が流れるところ)に流れる流量を減少させる(調節する)ことができます。洪水調節量は、この減少した(調節した)分の流量のことです。
洪水ハザードマップ	こうずいはざーどまっぷ	洪水ハザードマップは、万一の水害に備え、避難場所や避難経路、予測される浸水深、緊急連絡先、水害時の心得などを書き込んだ 地図のことです。 洪水ハザードマップは、洪水の危険性や洪水が発生した時の対応を住民の方々に知ってもらうため、市町村が作成することになって います。
洪水予報河川	こうずいよほうかせん	川の水位の状況や今後の見込みが発表される河川をいいます。 国民経済上重大な被害が発生するおそれがある河川については、国土交通省によって洪水予報河川に指定され、国土交通省の河川 事務所等と気象台から共同して洪水予報が発表されます。
護岸	ごがん	堤防あるいは河岸を保護するものを護岸といいます。 護岸には法覆工(のりおおいこう)、根固工(ねがためこう)、水制(すいせい)があります。 低水路の両岸に設置する護岸のことを低水護岸(ていすいごがん)、堤防の表面に設置するものを高水護岸(こうすいごがん)といいます。
支川	しせん	河口から最も遠い谷から、河口へつながる川を、その川の本川(ほんせん)または幹川(かんせん)といいます。本川に合流する川を支川といいます。
水衝部	すいしょうぶ	増水した時に、護岸や堤防に水の流れが特に強くあたるところを水衝部といいます。 川の湾曲部に多く見られます。
水制	すいせい	川を流れる水の作用(侵食作用など)から河岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として 設けられる施設です。
築堤	ちくてい	堤防を築造することを築堤といいます。逆に堤防が決壊することを破堤(はてい)といいます。 既設の堤防の上にさらに盛土(土を盛る)し、堤防を高くすることを堤防の嵩上げといいます。 また、川の流下能力を大きくするため、川の幅を拡大し既設の堤防を堤内地(堤防によって洪水から守られている区域)側に移動させることを引堤といいます。

用語 (五十音順)	読み方	解説
特定都市河川浸水被害対策法	とくていとしかせんしんすいひがいた いさくほう	特定都市河川浸水被害対策法は、これまで、急激な都市化に伴い、河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川及びその流域を対象として、雨水の流出抑制対策等を推進することを目的に、特定都市河川を指定し、対策が実施されてきました。 しかし、近年、気候変動の影響による降雨量の増加、更なる水害の激甚化、頻発化が懸念されることを受け、「流域治水」の取り組みを強力に推進する必要性が生じているため、「特定都市河川の浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(通称「流域治水関連法」)が令和3年5月に公布され、同年11月に全面施行されました。その中で、特定都市河川の指定要件がこれまでの「市街化の進展」以外の「接続する河川の状況(接続する河川水位が高い際、支川から本川への排水困難)」や、「周辺地形その他の自然的条件(狭隘部により流下困難、その他地質、自然条件)の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川が追加されたものです。 河川管理者による特定都市河川への指定後、河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる流域水害対策協議会で「流域水害対策計画」を策定したうえで、実効性のある対策を実施することにより、流域の治水安全度を向上が図られることとなります。 具体的な対策としては、遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備、雨水貯留浸透施設の整備、雨水浸透阻害行為の許可、水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等などが想定されます。
ハザードマップ	はざーどまっぷ	ハザードマップは、一般に洪水、土砂災害、津波、火山噴火等の自然災害による被害が予測される区域や避難地・避難路な どが記載されている地図のことです。
氾濫危険情報	はんらんきけんじょうほう	指定された河川において、川からいつ水があふれ出してもおかしくない危険な状況を伝える情報のことをいいます。
樋門·樋管	ひもん・ひかん	堤防を横断する水路のことを樋管や樋門といいます。
マイ・タイムライン	まい・たいむらいん	水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理したものをいいます。個人や家族の防災行動計画です。
流下能力	りゅうかのうりょく	流下能力(※1)とは、川が流すことのできる洪水の規模のことで流量で表現します。現在の河道断面(※2)の流下能力を、現 沢流下能力といいます。 土砂がたくさんたまっているところや、川幅が狭いところ、橋脚がたくさんあるところや、川の中に木が繁っている場所などは 流下能力が小さくなります。現況流下能力を調べることにより、洪水対策上の問題点が明らかになります。 (※1)流下能力のことを、疎通能力(そつうのうりょく)ということがあります。 (※2)河道断面(かどうだんめん)のことを、河道断面積、河積(かせき)、流下断面ということがあります。